

「テナント家賃保証」取扱店さまへの 「弁護士無料相談サービス」提供開始のお知らせ

当社の「テナント家賃保証」は、取扱店さまを対象に、事業・経営に関するトラブルやお困りごとを弁護士へ相談できる「弁護士無料相談サービス（以下、本サービス）」の提供を6月1日より開始することをお知らせします。

「弁護士無料相談サービス」の概要

本サービスにつきまして、当社の「テナント家賃保証」取扱店さまは、無料でご相談いただけます。

- 顧問弁護士の有無に関わらず、是非ご活用ください。
- 弁護士と顧問契約がある場合も、セカンドオピニオンとしてご活用ください。

無料相談は、「テナント家賃保証」内のWEB管理システム「[USEN Guarantee Web](#)」よりお申し込みいただけます。（取扱店未登録の不動産会社さまは、事前に[こちらのフォーム](#)よりお問い合わせください。）

【ご相談の流れ】

- ① USEN Guarantee Webへログイン後、無料相談フォームよりお申し込みください。
 - ② お申し込み後、弁護士からご登録いただいた宛先へご連絡しますので、日時および実施方法（オンラインや電話など）を弁護士と別途ご調整ください。
- ※ ご相談は、1ヶ月に1回（30分以内）までご利用いただくことが可能です。

詳しくは、「テナント家賃保証」のご契約後に当社の地区担当者よりご説明します。下記のケース以外でも、事業や経営に関わることであれば何でもご相談いただけます。

Case
1

不動産契約や入居者とのトラブル



Case
2

カスタマーハラスメントへの対応策



Case
3

原状回復や敷金返還トラブル



Case
4

法令等の解釈や見解について



※ 本サービスは、弁護士法第72条および同法第74条第2項の規定に定める法律事務を取り扱い、またはこれらの周旋をするものではありません。
※ ご相談内容によっては、有料となる場合や、お受けできない場合もございますのでご了承ください。有料となる場合は、弁護士より事前に説明を行います。